指摘事項及び音見事項(要旨)	講じた措置(又は今後の方針等)
表と	付け農技
農業技術課 No.27 モニタリング対象者を確保する方法について (意見事項) 以て (意見事項) 環境にやさしい生産方式実証・普及費については、モニタリング調査対象者の選定が困難な状況にあり、調査時のみならず年間を通じてモニタリング対象者の状況を把握し、モニタリング対象者を確保する方法を検討することを要望する。	年度中途においてモニタリング対象者を訪問するなど調査の進捗状況を確認することとした。 また、モニタリング調査期間中に農家が不慮の事態で協力が得られない場合には、 速やかに他の農家に協力を依頼し対象者を確保することとした。
農業技術課 No.28 物品の購入実績確認について(意見事項) Win	令和 3 年度より各農務事務所にモニタリング対象者からの実績に基づき報償物品(商品券)を購入することを令和 4年 3月30日付け農技第 2248号「適切な事務処理の確保について(通知)」により徹底した。
農業技術課 Mo.29 農薬・肥料の使用状況を把握するモニタリング調査結果について(意見事項) 環境にやさしい生産方式実証・普及費については、農薬・肥料の使用状況を把握するモニタリング調査結果を、データのみの共有ではなく、正しくデータ活用がなされるよう、調査結果報告書として各機関へ提供することが望ましい。	令和 3 年度から各農務事務所、総合農業技術センター、果樹試験場が環境保全型農技術センター、果樹試験場が環境保全型農業の推進に関する管内の農家指導や、試験研究の課題設定の際に活用するよう「肥料・農薬使用実態モニタリング事業調査結果報告書」を作成し送付した。
3.2.30. 新系統縣維持・組合せ検定費用 畜産課・山梨県畜産酪農技術センター No.30 修繕等の随意契約理由の記載について(意 見事項) 令和2年度に実施した修繕工事のうち、育成豚 合 (B 含、E 含) 除養スクレーパーの修繕については、「支出負担行為何い」の起案文書の中で岫倉 契約及び適用法令を指定しているが、その随意契 約の詳細な理由が記載されていない。当該起案文 書に適用法令と併せて随意契約の詳細な理由を 明記するよう要望する。	随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当し、契約第167条の2第1項第1号に該当し、契約の内容、性質、目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に勘案している。
畜産課・山梨県畜産酪農技術センター No.31 液体窒素の購入について(指摘事項)	

本环 4 (ドー 羊服 イゴテク%・1十
指摘事項及び意見事項(要旨)	講じた措直 (又は今後の万針等)
(県畜産酪農技術センターは、 主するために使用している液 入しているが、現在は専門業 入不可欠であることを理由に、	令和 4 年 4 月から、納品条件を満たす取 扱業者 3 者による見積合わせを行っている。
用し、見積合わせを省略している。現在の業者以外に調達可能な業者がいないと言えるか疑問で外に調達可能な業者がいないと言えるか疑問であり、再度、県内の液体窒素を取り扱う業者を調査し、現在の契約形態等(随意契約及び見積合わせの省略)を見直すことを検討されたい。	
3.2.31. 持続可能な農泊ビジネス推進事業費 農村振興課 Ma32 成果目標の設定について(意見事項) 持続可能な農泊ビジネス推進事業費について	令和 4 年度から、農泊の推進事業に取り
は、山梨県を訪れる交流人口の増加と農村地域には、山梨県を訪れる交流人口の増加と農村地域における域内経済循環の確立、更にそれらを通じた山梨県の人口減少対策につなげていくことを目的に、農泊ビジネスプランの構築に向けた支援等を実施している。本事業の成果目標は「農泊に取組む地区数(果計)」としているが、三位、世区数」という用語は現在所管課が実施している事業の内容から見て事業内容を忠実に表してるのか疑問であるため、より実態に合った、分かりやすい用語(「農泊に取組む団体数」等)で表現することを要望する。	組む際は、事業内容に沿った成果目標となるよう、「団体数」をベースに検討していく。
農村振興課 Ma3 現事業を踏まえた次年度以降事業への取 Ma1こいて(意見事項) 特続可能な農泊ビジネス推進事業は、農山漁村 持続可能な農泊ビジネス推進事業は、農山漁村 振興交付金(農泊推進対策)実施要額に規定する 「広域ネットワーク推進事業」の「都道所具単位 における取組」に該当し、その取組で現在規定し	令和 4 年度から、国の交付金を活用する際は、農泊に取り組む地域の拡大に向け、「要件 2」の要素を考慮した事業内容で申請することを検討していく。
発及び人と情報のネットワーク構築等の取組[要件1:助成額 250 万円上限]に基づいている。し	

No.34 成果結果の公表(HP掲載等)について(意見事項)

農村振興課

件1:助成額250万円上限] に基づいている。しかし、実際の実施事業は農泊に取り組む地域の拡大に向け、都道府県単位でネットワーク組織を構築し、一定水準の農泊の取組を行っている地域を選定する取組[要件2:助成額300万円上限]にも関連する事業であることから、次期事業採択時には、[要件2]の要素も考慮して取り組み、拡大発展した国事業補助金に申請されることを期待する。

山 梨

県

公

報

の了解を得て県所管課のHP等に公表すること のある情報であり、山梨県の取組の成果として、 を要望する また、中心的担い手の支援策としても、当該団体 業主体・中心的担い手)の情報については、価値 果目標に寄与している、農泊に取り組む団体(事 持続可能な農油ビジネス推進事業に参加し、成 指摘事項及び意見事項 (要旨) 団体のHP掲載の承諾が得られ次第、 県農村振興課のHPに掲載していく。 農泊に取り組む団体の情報について、 講じた措置(又は今後の方針等)

受託者決定について (意見事項) 持続可能な農泊ビジネス推進事業の業務

託者選定プロセスでの審査を十分に実施するこ 委員の評価が大きく異なる結果となっている。参 者を決定する際に、参加資格審査並びに企画提案 選定方法の採用について十分に検討することを とも重要であり、より適切な採点結果を導き出す 加資格の審査結果の差異の取扱いも含め、業務委 も審査委員会では各委員間の審議を実施せず、各 審査委員の採点結果に異常点が発生した場合で 点結果をそのまま合計して決定する方法を採用 については審議を経ることなく各選定委員の採 託審査委員会で審査し採点するが、参加資格審査 書及びプレゼンテーションの内容を当該業務委 している。このような審査・採点手法について、 持続可能な農泊ビジネス推進事業の業務受託

当 実具式における各套員の採点後、同 | 泰員会で採点結果について意見を交換・集 | 約した後、業務委託候補事業者を決定する こととした。

3.2.32 土地改良区体制強化事業費補助金

消費税仕入控除税額の返還額の歳入調定について(指摘事項) No.36 土地改良区体制強化事業費補助金に係る

速やかに行われたい。 除税額が確定し事業者から確定報告を受けたと 事業団体連合会に対する補助等を行っているが、 消費税仕入控除税額の返還に係る調定事務が遅 きは、消費税仕入控除税額の返還額の歳入調定を 者から提出された後、補助金に係る消費税仕入控 延していた。当該補助金の実績報告書が補助事業 施設・財務管理強化対策事業等を行う県土地改良 土地改良区体制強化事業費補助金については、

の一部としているため、国に対しても消費 り、財務規則に基づいた事務処理を行って 還額を合算して歳入調定を行ったものであ 額を確定させ、その後、速やかに県と国の返 から、国からの補助金返還命令により返還 税仕入控除税額を返還する必要があること 当該事業は国庫補助金を県補助金の財源

を受けたときは、国からの返還命令を待たず、消費税仕入控除税額の返還額の歳入調 定を速やかに行うこととする。 仕入控除税額が確定し事業者から確定報告 令和 4 年度からは、補助金に係る消費税

出納局管理課

歳入調定の時期について(意見事項)

指摘事項及び意見事項

No.38 換地処分の実態の把握に基づく換地処分 未了地区の解消及び統合整備計画の推進につい て (意見事項)

地区の解消等を進めるなど、指導助言を実施し、 区存在する。当該事業を活用して換地処分の未了 地処分未了を理由として解散できない地区が2地 備基本計画に規定する「解散に関する計画」にお 関する指導を実施しているが、土地改良区統合整 等促進事業において、換地処分未了地区の解消に 目標の達成に向けた着実な進捗管理を実施する いて解散指導対象としている 12 地区のうち、襖 土地改良区体制強化事業のうち、土地改良換地

成に向けた検討を行っていく。

国への報告

3.2.34 国営造成施設管理体制整備促進事業費

善等に積極的に取り組むことを要望する(意見事 国のチェックリストを活用して事業の改

革に活用されていないため、国のチェックリスト 報データとして共有されておらず、事業改善や改 価について、事業の見直しや推進に係る有用な情 的な評価を行っているわけではない。当該実績評 評価を実施しているが、その結果は国への提出に 指標は、県独自には設定していない。当該事業の 様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化 を活用して事業の改善等に積極的に取り組むこ 止まり、県所管課としては当該事業に対する主体 により取組項目ごとに取組目標を設定して実績 実施状況に関しては毎年度、国のチェックリスト を図っているが、当該事業に係る事業効果を計る について、情勢の変化に対応し、地域住民等の多 ては、土地改良区による農業水利施設の管理体制 国営造成施設管理体制整備促進事業費につい

事務遅延防止や会計事務の適正化の観点 講じた措置 (又は今後の方針等)

(要旨)

理手続に関する規定はあるが(同規則第21条第 の時期に関する明文の規定を設けるよう要望す 部統制の整備として、当該財務規則等に歳入調定 遅延していた。そのような事務遅延を防止する内 れていない。調定の時期に係る規定がないことも あり、補助金の返還に係る収入債権の調定事務が 1 項)、歳入調定の実施時期については特段明記さ ついて、山梨県財務規則には、調定伺いの会計処 補助金の返還報告を受けた場合の歳入調定に 事務Q&Aに明文化していくこととした。 を踏まえ、会計事務ガイドブック又は会計

処分未了以外の課題もあり、解散が困難な 状況であることが確認された。 当者会議において課題を整理したが、換地 及び相談も行っており、引き続き目標の達 土地改良区に関しては、土地改良区指導担 換地処分未了を理由として解散できない

県では国のチェックリストを活用して、

チェックリストを活用して内容の見直しを 組項目もあるため、令和 4 年度からは国の している。一部目標達成に至っていない取 握し、その内容については県関係者で共有 当該年度の達成状況や活動内容の進捗を把 進め、目標の達成に向けて取り組む。

一ている農業基地理情報としているた。当該システムを使しまったの性 田している意、当該システムの使用許諾契約が締 能差れていない。造が関子を徹底するために県と 田美井土地改良事業日本(連手業) M41 計画旅走推進事業における2つの委託事業 の契約変更を行い、「算額の上限でも合金との間で使用許 素による指摘内容を関係する全の 原信型 を実施するに当たり、現は、2つの業務 影倫型)を実施するに当たり、現は、2つの業務 影倫型)を実施するに当たり、現は、2つの業務 を確立している。不の際に、当別契約の内容と変更後 の契約変更を行い、手算額の上限である金額に一致 総か会理を行い、「事額の上限であるの表別に、金別教的の所令と変更を をでている。その際に、当別契約の内容と変更後 の契約内容との意興を製造で合理的に説明することができる。 ことができなな状況であったことから、変更吟を に係る作業量や品質の差異とその変更に係る契 効金額の差額が合理的に説明することができる。 ことができなな状況であったことから、変更吟を に係る作業量や品質の差異とその変更に係る契 効金額の差額が合理的に説明する。ことができる。 ことができなな状況であったとから、準度内容 に係る作業量や品質の差異とその変更に係る契 多金額の差額が合理的に説明する。 ことができなな状況であったとから、準度内容 に係る作業量や品質の差異とその変更に係る契 3を分類の差額が自体の差異を表話でも理的に説明する。 ことができなな状況であったとから、準度内容 に係る作業量や品質の差異とその変更に係る契 3を分類が自体の表質が自体の差異を表話である。 ことができなな状況であったとから、要内容がにないて、この上地改良区に対して補助金を交付す ことができるより、共算金額と いて、2つの上地改良区に対して補助金を交付す る際に、管理費の内摂頂目の一部を調整して、補 1の内容が反映されているか実績報告時に確 調整している。補助をの交付対象事業に係る収支 設定決算額として報告するより、決算金額と の内容が反映されているか実績報告時に確 調整している。補助をの交付対象事業に係る収支 決算については、補助金の交付対象事業に係る収支 決算については、補助金の交付対象す業で執行した支出 類を決算額として報告するより、提達され な決算額として報告するより、指導され ないるの範囲内で補助であることを前提に、す 算額の範囲内であることを前提に、す 算数の範囲内であることを前提に、す 類の範囲の範囲内でもあることを前提に、す 算数の範囲内でするより、指導され ない、当時のより存するより、指導され ない、第額と対する。	所には日米米工地及及事業国体連合芸学型プロングングをしている農業基盤地理情報GISシステムをいた。 では、アンスは、米等ジュテーの作用等基準である。		では と で は は は と に は は は は は は は は は は は は は は は
計画策定推進事業における2つの委託事業 計画策定推進事業における2つの委託事業 対変更について(指摘事項) を表施するに当たり、県は、2つの業務 に支施しているが、当該業務委託は毎年度、 に要を行い、予算額の上限である金額に一致 いる。その際に、当初契約の内容と変更後 持力容との差異を数値で合理的に確認する できない状況であったことから、変更内容 ができない状況であったことから、変更内容 ができない状況であったことから、変更内容 ができない状況であったことから、変更内容 ができない状況であったことから、変更の容 ができない状況であったことから、変更の容 ができるによるとことができる 契約変更時や業務委託の成果物点検時点に、、、正確な設計や納品検証等を実施された。 (1) 事項) (2) の土地改良区に対して補助金の実績報告につい (2) の土地改良区に対して補助金を交付す に管理費の内訳項目の一部を調整して、補 2) の土地改良区に対して補助金を交付す に管理費の内訳項目の一部を調整に係る収支 でいる。補助金の交付対象事業に係る収支 でいる。補助金の予算額に合致するよう、 が算額として報告するよう、周知徹底し、定 (5.5%) 以下の補助金が交付・確定するという現 がむせた収支決算を報告するよう、指導され	は、いるが、国家ノイノより区が日間も実別が 自されていない。法令順守を徹底するために県 1類県土地改良事業団体連合会との間で使用 若契約を締結する必要がある。		農業基盤地理情報GISシステムの使用 ついては、「山梨県水土里情報利活用推進 総会規約」第13条に基づく「山梨県水土 路会規約」第13条に基づく「山梨県水土 路盤図取扱い要領」により使用が認めら ている。合和4年度の業務委託から、契約 に業務成果物の所有権について県に帰属
管理体制整備強化支援事業において、2 つ 改良区に対する補助金の実績報告につい 見事項) 「選事項) 「造成施設管理体制整備強化支援事業にお 2 つの土地改良区に対して補助金を交付す 2 での土地改良区に対して補助金を交付す 2 での土地改良区に対して補助金を交付す 2 でいる。補助金の交付対象事業に係る収支 ている。補助金の交付対象事業に係る収支 でいては、補助金の予算額に合致するよう 整を行うことなく、当該事業で執行した支出 (算額として報告するよう、周知徹底し、定 7.5%) 以下の補助金が交付・確定するという現 6億囲内で補助金が交付・確定するという現 かわせた収支決算を報告するよう、指導され	計画策定推進事業における2つの委託 変更について(指摘事項) 造成施設管理体制整備促進事業(管理)を実施するに当たり、県は、2つの 実施しているが、当該業務委託は毎年 更を行い、予算額の上限である金額に いる。その際に、当初契約の内容と変 内容との差異を数値で合理的に確認 内容との差異を数値で合理的に確認 内容との差異を数値で合理的に確認 内容との差異を数値で合理的に確認 内容との差異を数値で合理的に確認 大変更体や業務委託の成果物点検問 契約変更時や業務委託の成果物点検問 、正確な設計や納品検証等を実施さ 、正確な設計や納品検証等を実施さ	銀路の	監査による指摘内容を関係する 野務所へ周知した。 後、契約変更時において、契約4 5理的に説明できるよう設計も 身係書類を整理する。
	管理体制整備強化支援事業において、 改良区に対する補助金の実績報告に 投政長区に対する補助金の実績報告に 投資 投資 投票 投票 投票 投票 投票 投票	ついおす補を交ら出定予現れ	寝実施主体に対し、補助金予算 5世についても決算額として料 5ずした。令和4年度から、県で 5が反映されているか実績報告

いて (意見事項) 指摘事項及び意見事項(要旨) 当該事業への応募件数を増やす施策につ 講じた措置(又は今後の方針等)

況である。県として、公募の時期を調整する、この事業の必要性と緊急性のPRを広く行う、農家 等の、「応募件数を増やす施策」を実施することを と農業関係者以外の連携による応募を促進する を行っているが、当該事業への応募者が少ない状 向上が見込まれる先進技術の導入に意欲のある 省力化、低コスト、高品質化による農業生産性の 要望する。 うための設備導入に要する経費等に対し補助等 事業実施主体を公募し、先進技術の現地実証を行 やまなしスマート農業実装事業費については、

農業技術課 3.2.36. 安全・安心ブランド農産物推進事業費

No.44 残留農薬の1件当たりの検査費用について

県が一括発注することはできないが、1 件当たり きがある。事業実施主体が各農協等であるから、 調査実施団体の各農業協同組合等が個別に発注 するため農薬の残留状況調査等に補助等を行っ 対応した防除体系の確立と出荷前の対策を徹底 できないかの検討を要望する。 の検査費用の違いにつき分析し、検査費用を節約 しているため、1検査当たりの検査費用にばらつ ているが、残留農薬調査の主たる発注先企業に、 ため、農薬飛散防止対策と合わせて、登録変更に は、消費者に安全・安心な県産農産物を提供する 安全・安心ブランド農産物推進事業費について

3.3 出先機関の監査

3.3.1 山梨県水産技術センター 山梨県水産技術センター

No.45 アユの生産設備の稼働について(意見事

単価減少→)を生み出せる可能性があることか けた好循環(放流量増加→漁場の魅力向上→釣り 稼働を高めることで放流量を増加させ、「漁業協 ら、稼働を高めるための追加の支出と効果につい 人の増加→漁協の収入増加→生産量増加→生産 同組合等の経営安定」「漁業及び遊漁の推進」に向 て検討されることを要望する。 アユの生産設備の稼働は低調となっているが、

山梨県畜産酪農技術センター 3.3.2. 山梨県畜産酪農技術センター

生産農家とのコミュニケーションについ

報提供し、メディアに取り上げられた結果: た、やまなしスマート農業実装事業に採択 業資材メーカーなどに幅広く周知した。 募開始時期を調整し、更に県ホームページ 多くの問い合わせがあった。 された農業者による実演会を報道機関に情 への掲載、SNSを活用した周知のほか、農業資材メーカーなどに幅広く周知した。ま 多くの農業者が事業に応募できるよう、 着想から応募までの期間を確保するため公

導した。 検体の送料等であることが確認できたた め、実績報告で経費内訳を明記するよう指 1件あたりの検査費用の違いについては、

とするために引き続き数社での見積合わせ を行うように併せて指導した。 また、検査を行う際には、適正な検査費用

ついて合和4年度から検討する。また、優良 ながらアユ種苗の生産量増加と販売価格に の推進に向けて、生産事業の効率化を図り 討にも取り組むこととした。 なアユ種苗の供給や効果的な放流方法の検 漁業協同組合の経営安定と漁業及び遊漁

Щ

山

することを要望する。 究課題を設定し、現場農家の飼育技術向上に寄与 はあるが、生産農家との頻繁なコミュニケーショ のフィードバックを受ける頻度が減少する中で て (意見事項) ン手段を確保し、現場のニーズに沿った的確な研 コロナ禍により、現場意見の聴取や研究内容へ 指摘事項及び意見事項 () 要旨 を行っている普及センターや家畜保健衛生 所との連携を深め、情報共有するなど可能 評価委員会および年度末の農業代表者会議 電話等での農家の声を直接聞く、農家巡回 な限り農家との接点を持つことで対応して など生産農家の集まる会議での意見聴取、 年度初めの関係機関における総会、8月の 講じた措置 (又は今後の方針等)

山梨県畜産酪農技術センター

各生産物の売却先候補について(意見事

の拡大に繋げる方法の策定を検討することを要 望する。 を増やし、試験研究の財源に寄与するための収益 る。種卵や食卵について、各生産物の売却先候補 種卵の廃棄については、機会損失が生じてい

| 家がいないため、ふ化したヒナを売却して の条件となるが、現在、孵卵器を所有する農 密にし、余剰種卵が生じないよう計画的に いる状況である。今後は、生産農家と連携を 農家で孵卵器を所有していることが売却先 校配をしていくこととした. 種卵については、コマーシャル鶏の生産

難しいが、取引条件を協議する中で売却先 を増やすように検討していく。 のため新たな取引先を探すことは現状では 扱い業者からは敬遠される傾向にある。 して一定量の出荷ができず県内の鶏卵取り 羽数が時期によって変動するため年間を通 食卵については、試験研究の関係で飼育

養衛生管理を強化することで、基準に適応 するよう対策を講じていた。 は、夜間は家畜を屋内に閉じ込めるなど飼 なお、設置に時間を要した箇所について 令和3年12月20日に設置を完了した。

No.48 豚舎における防鳥ネットの設置について

(指摘事項)

山梨県畜産酪農技術センター

等を予防するため、令和2年度に防鳥ネット資材

本所において、カラスなどの害鳥を防ぎ、豚熱

式を購入しているものの、令和3年9月の往査

出納局管理課

理基準を満たすべく、豚舎における防鳥ネットの 半分程度である。農林水産省の定める飼養衛生管 時点において防鳥ネットの設置状況は、全豚舎の

設置を早急に完了されたい。

W49 山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録されている業者の倒産した会社の資格審査基準 析について (意見事項) その趨勢、もしくは他の財務諸表の数値の分

生した事例があった。 ている業者が、倒産して、回収が難しい債権が発 山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録され 山梨県物品等競争入札の申

査・研究していく 加資格の適正な登録審査基準について調 今後、財務諸表の分析方法も含め、入札参

討をするよう要望する。 勢、もしくは他の財務諸表の数値を分析し、新た 倒産した会社の資格審査基準の項目や、その趨 審査基準を充たしていることなどの条件がある。 書や財務諸表などをもとに算出した数値が資格 請には、審査が行われており、その中には、申請 に資格審査基準等に加えるべき要素の有無の検 指摘事項及び意見事項 (要旨) 講じた措置 (又は今後の方針等)

No.50 5 人未満で行う指名競争入札について(意 山梨県畜産酪農技術センター・出納局管理課

を文章等で明らかにし保存するよう要望する 登録者が5人以上いるにもかかわらず、5人未満 競争性を確保するためであるので、山梨県物品等 争入札で、原則5人以上の入札者を指名するのは、 が、5 人未満で行う場合に合理的な理由が文章等 知によって行うこととなっており、5 人未満で行 則として5人以上の入札者を指名し、入札指名通 で入札者を指名するときには、その合理的な理由 入札参加資格者名簿に、該当する業種(物品)の で明らかにされていないケースがあった。指名競 う場合は合理的理由が必要となる」とされている 山梨県財務規則において、指名競争入札は、「原

山梨県畜産酪農技術センター

ついて(意見事項) No.51 本所におけるチェーンソーの管理方法に

るものであり、管理簿を作成して厳重な管理をすることを要望する。 理方法に改善の余地がある。取扱いに注意を要す じて誰でも持ち出せる状況となっているなど、管 本所におけるチェーンソーは誰でも必要に応

山梨県畜産酪農技術センター

No.52 備品原簿の記載について (意見事項)

備品原簿の記載につき改善を要望する 管理台帳としてより有用なものになることから、 所を記載し、より詳細な情報を提供することで、 のがある。備品原簿の記載につき、備品の使用場 欄のものや、詳細な場所が特定されない記載のも 本所・支所の備品原簿には、使用場所の欄が空

山梨県畜産酪農技術センター

No.53 長坂支所のエアコン設置工事に関して(指

「事については、工事請負費として区分されてい 長坂支所の本館および現場管理棟のエアコン

> 入札を行う場合、指名する入札者の合理的 な選定理由を明らかにした書類を整備する ことを徹底するこことした。 今後は、指名業者を 5 人未満で指名競争

研修会などを通して、指名業者を 5 人未満とした場合、その理由を文書で示すよう周知徹底することとした。 また、かいの会計検査や財務事務関係の

知識・技術の習得に努めながら厳格な管理 | 状況を記載するための管理簿を作成すると ともに、農業機械の安全利用・整備に関する を行っていくこととした。 令和4年1月から使用状況や点検整備の

所を記載するなど適切な記載内容となるよ う改善を行った。 記載内容の不備について、備品の使用場

公有財産台帳の「建物注記」欄に、エアコン設置に関する記述を追加した。